

次の文書は6月15日（月）、笠鳥副知事に手交した文書の前文である。

令和8（2026）年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世 様

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

「東京電力からの拠出金等を活用した安全・防災対策と地域・産業の振興」について（申入れ）

前提として、今回案件に関し、6月16日（火）にUPZ圏内自治体に伝える、24日（水）に知事が記者会見で公表する、と私ども柏崎市に伝えられたのは、6月10日（水）である。その上で、意見は？と求める日程は、乱暴であり、信義にもとるものである。さらに12日（金）午後になって、新潟県市長会より本件に関して、18日（木）の新潟県市長会臨時総会の開催通知が寄せられるなど、従前知事がとってこられた手法と対極的な拙速感である。

以下は、柏崎市議会正副議長、柏崎商工会議所正副会頭とも意見交換をしてのものである。

柏崎市において、昭和43（1968）年の柏崎刈羽総合開発促進協議会、昭和44（1969）年柏崎市議会の誘致決議以来、58年間、原発について語られなかった年は、一度もない。この間の市議会において、原発問題が賛成、反対、それぞれの立場で議論されなかったことは、一度もない。

今回の御提案、「東京電力からの拠出金等を活用した安全・防災対策と地域・産業の振興」に関して、58年という年月の中で、柏崎商工会議所、柏崎市議会、柏崎市が汗をかき、田中角栄氏の力をお借りしながら先人たちが作り上げてきたものに対する敬意が感じられないものである。他の原発立地道県、電力事業者、ひいては国民に及ぼす影響は、少なくないと思量する。

地域間の格差を是正するとしている原子力立地給付金及びF補助金の対象地域拡大については、あくまでも国の法律改正に拠るべきものとする。また、仮に財源を東京電力からの拠出金とした場合、10年後の担保がないものとなる。さらにまた、他の原発立地道県、他電力事業者への影響も大きなものとなることは必至である。

東京電力からの拠出金は、本来的な原子力防災への寄与、新潟県全域における経済の活性化への貢献において期待の声大きい。近視眼的な「地域間格差是正」ということに多くを用いるべきではない。

加えて、核燃料税交付金の地元交付率を20パーセントから30パーセントに引き上げるとしているが、その一方で、大規模発電用施設立地地域振興事業において、「柏崎刈羽原子力発電所関係」のみ廃止としている。原子力発電所との共生を前提に地域振興を進めてきた本市にとってみれば、事前協議もなく一方的な提案であり、極めて残念である。

・今回の提案はUPZ圏内自治体にのみ集中的に資金、いわゆる電気料金の軽減350億円、安全・防災対策300億円が投じられるものであり、公平感に欠ける。県内UPZ圏外21自治体からの意見聴取がされたのか？

・15日の副知事の言によれば、UPZ圏内自治体とは1年余り議論してきた結果である、とのことであった。一方、新潟県から原発を立地している自治体、つまり柏崎市と刈羽村に意見を求められたことは一回もない。6月10日（水）になって初めて示された。

・立地給付金、F補助金に関して、「原子力災害対策重点区域の拡大に伴い必要となる取組の支援 350億円程度」「●立地給付金及びいわゆるF補助金の対象地域拡大」「・防災対策が必要となる原子力災害対策重点地域が拡大されたことにより生じている、電源立地地域対策交付金等の地域間の格差を是正するため、一般家庭や企業に対する電気料金の補助対象区域を原子力災害対策重点地域を含む旧市町村の区域に拡大することとし、必要額を交付」としている。

・「原子力災害対策重点地域が拡大」により、「安全・防災対策の実施の必要性」ということならば理解できるが、それについては、資料中左のハコ、「原子力災害対策重点区域内の安全・防災対策の実施 300億程度」「●屋内退避施設となる学校体育館等の環境整備 30億程度」「●除排雪体制の維持・強化 170億円程度」「●原発特措法の振興計画に基づく安全確保のための道路の整備 100億円程度」で既にカバーしている。

・よって、「原子力災害対策重点区域の拡大に伴い必要となる取組の支援 350億円程度」は改め、「**全県を対象とした原子力理解促進、地域経済活性化市町村交付金 330億円**（別紙）として、一定の方程式の下、**県内30自治体が自由に使える交付金の原資**とするべきである。その中で、電気料金の軽減施策をとる自治体があってもかまわないと考える。

・柏崎市は立地点として東京電力からの寄付に関しては原子力防災、原子力理解、地域経済の活性化など、合理的な事業に関してのみ使わせていただきたい。全体の中では制限的であってもかまわない。その代わりに核燃料税に関しては地元交付率（柏崎市・刈羽村）を50%としていただきたい。私たち立地自治体は誘致以来58年間、また直近の6号機、7号機再稼働問題における9年間も、国のエネルギー政策に貢献するという大義と地元の振興という旗を掲げ、十分な議論と責任を伴った行動をとってきたことに自負がある。

・柏崎市が田中角栄氏の力をお借りしながら、中心となって組み立て、機能させてきた「電源三法」交付金制度であるが、50年余りを経過し、改正は必然と考える。しかし、法改正をしないまま同等の補助制度を電力事業者からの寄付金を原資として、かつ10年という制限された期間で運用することには反対する。法によらない無秩序な支援が他原発立地道県、電力事業者において影響大となること必至と考えるからである。

・新潟県は文字通り法の外(Out Law)の先頭に立つべきではなく、法律立案者(Law Maker)のリーダーであっていただきたい。 以上